

令和４・５・６年度

依田窪医療福祉事務組合物品入札（見積）参加資格審査申請について

令和４・５・６年度において、依田窪医療福祉事務組合が行う物品・業務委託（建設工事の請負契約並びに建設工事にかかる測量、調査、設計及び工事監理の委託契約を除く）等の入札又は見積に参加を希望する方は、下記により「入札（見積）参加資格審査申請書」を提出してください。

１ 入札（見積）参加資格審査を申請することができない者

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- （２） 国税、都道府県税、市町村民税（納税義務があるもの）を滞納している者
- （３） 上田市及び長和町の暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者
- （４） 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていない者
（注）申請書類に虚偽の記載をした場合には、入札参加資格の付与ができません。また、資格を付与した後に発覚した場合には、資格を取り消す場合があります。

２ 入札（見積）参加資格の有効期限

登録日から令和 7 年 3 月 31 日まで

３ 資格の付与

- （１） 提出書類の内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、依田窪医療福祉事務組合物品入札（見積）参加資格登録業者名簿に登録します。その場合、組合から登録の通知はしません。
- （２） 提出書類の受領確認が必要な場合は、受付印により対応しますので、郵送の場合は返信先を明記し切手を貼った返信用はがき又は封筒と受付票（様式任意）を同封してください。持参の場合は受付票（様式任意）をお持ちください。
- （３） 書類に不備がある場合や、登録とならなかった場合には、後日通知します。
- （４） 次の事項に該当するときは、依田窪医療福祉事務組合物品入札（見積）参加資格登録業者としての資格の停止や、登録の取り消しをする場合があります。
 - （ア）納付すべき税を滞納しているとき
 - （イ）その他、登録業者としてふさわしくないと認められるとき

４ 申請受付

一時受付期間 令和 4 年 1 月 24 日（月）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

（この期間外でも随時受け付けます）

受付時間 土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 提出先

〒386-0603 長野県小県郡長和町古町 2857 国保依田窪病院 経営企画室(郵送又は持参)

6 提出書類 下部「提出書類一覧表」を参照

7 入札（見積）参加資格の変更届及び届出書

【変更届】

申請書提出以降に申請事項に変更があった場合は、必要書類を添付のうえ速やかに変更届を総務課へ提出（郵送又は持参）してください。変更届は、変更前と変更後の事由を明記した押印のある A4 判の書類であれば、書式は問いません。また、変更届に添付する委任状の書式も任意で構いません。

【届出書】

申請後、下記の事項に該当があった場合は、必要書類を添付のうえ速やかに届出書を総務課へ提出（郵送又は持参）してください。届出書は、押印のある A4 判の書類であれば、書式は問いません。

- (1) 法人組織が解散するとき（個人営業の場合は廃業するとき）
- (2) 会社更生法又は民事再生法の適用を受けたとき
- (3) 営業停止命令を受けたとき
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき
- (6) 緊急帰還の債権放棄を受けたとき
- (7) 役員・使用人等が贈賄・談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき
- (8) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の規定による排除勧告又は課徴金納付命令を受けたとき
- (9) 長野県内で工事事故等を起こしたとき
- (10) 前各号の一に該当せずに国又は県から指名停止措置を受けたとき
- (11) 営業に関し法律上必要とする資格・許可等が失効し、その営業を行うことができなくなったとき

8 その他

- (1) 提出書類のうち、納税証明書（完納証明書）、身分証明書を除く書類及びこの申請に基づいて作成された書類や契約締結経過・契約締結に関する書類は、公開することがあります（電子媒体を含む。）。
- (2) 依田窪医療福祉事務組合が発注する物品の製造・請負等により発生した著作財産権は、契約書に特段の定めがある場合を除き、納品をもってすべて発注元に帰属し、著作者人格権は行使しないものとします。また、著作者人格権不行使や著作財産権譲渡の対価は、物

品の製造・請負等の契約金額に含まれるものとします。

(3) 依田窪医療福祉事務組合が発注する物品の製造・請負等の産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）は登録を行わないものとします。

(4) 前各号について、「依田窪医療福祉事務組合物品入札（見積）参加資格審査申請」の提出により、同意したとみなします。

提出書類一覧表 ※ファイルやホチキス、ひも等で綴じないでください。

提出書類	法人	個人	様式	提出要領	区分	確認
1.入札（見積）参加資格申請書	◎	◎	指定	実印又は取引使用印を押印 （支店・営業所等取引上の権限を委任する場合を除く。）		
2.委任状	○	○	指定	支店、営業所等取引上の権限を委任する場合。（受任者の会社印・使用印は、契約書に使用する印鑑であること）		
3.誓約書	◎	◎	指定	本店で作成し、実印を押印したものを提出してください。		
4.営業所一覧	○	○	任意			
5.業務経歴書	◎	◎	任意	直前 1 年の各営業年度における業務経歴書を作成してください。（任意様式） ※金額の大きい上位 10 を記載してください。 ※相手先が企業や官公庁のものとし、個人は除く。		
6.営業許可・認可等の証明書	○	○	定型	法令に基づいて得た許可・認可等の証明書	写可	
7.現在事項全部証明書	◎		定型	履歴事項全部証明書、登記簿謄本でも可	写可	
8.身分証明書		◎	定型	代表者本籍地の市町村長が発行する証明書	写可	
9.納税証明書	◎	◎	定型	消費税及び地方消費税（国税） 本社所在地の税務署が発行する未納税額のないことの証明書（その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれか）	写可	
	◎	◎		法人（個人）事業税（都道府県税） 本社所在地の都道府県が発行する未納税額がないのとの証明書。委任先を設ける場合は、委任先所		

				在地のものだけで可。		
	○	○		上田市税・長和町税〈市・町税〉 委任先の有無にかかわらず、上田市及び長和町に納税義務がある場合、未納税額のないことの証明書（完納証明書） ※ ただし、事業を開始して一年を経過しない法人及び営業を開始して一年を経過していない新設された営業所等を委任先とする法人の場合は、営業証明書を提出		
10.印鑑登録証明書	◎	◎	定型	法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村で3か月以内に発行されたものを提出してください。	写 可	
11.使用印鑑届	○	○	任意	入札契約時に実印以外の印鑑を使用する場合は提出してください。（任意様式）		
12.財務諸表	◎	◎	任意	直前1年の営業年度のものを提出してください。 法人：貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書類 個人：貸借対照表、損益計算書	写 可	
13.構成員一覧表	○		任意	協同組合で登録を希望する者のみ提出	写 可	

◎は必ず提出 ○は該当する場合のみ提出

※ 7、8、9、10の書類は発行日が3ヶ月以内のものを提出してください。